



施設サービスを利用する際に、「負担限度額認定証をお持ちですか？」と尋ねられたことはありませんか？所得が低い人を対象に、負担限度額認定申請をすることにより、介護保険施設を利用する場合の居住費と食費の自己負担額が軽減される仕組みを案内します。



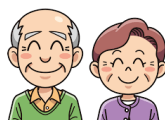
質問

①「負担限度額認定証」ってなあに？

[介護保険負担限度額認定証]	
申請年月日	平成 年 月 日
姓 名	
住所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日
介護開始日	平成 年 月 日から
有効期間	平成 年 月 日まで
審査担当	所 長
課 長	
主任	
係長	
担当者	
住所	
電話番号	
申請者署名	
署名に捺印	
申請者の名称及び印	

見本

②どのような人が対象になるの？



③利用するにはどのような手続きをすればいいの？



④有効期限はあるの？一度申請すると、以後手続きはしなくていいの？



回答

①施設サービス(特別養護老人ホームや介護老人保健施設、ショートステイなど)を利用した場合、介護サービスの自己負担分(1~3割)のほかに、居住費と食費が負担になるんだけど、所得金額によって、居住費と食費の自己負担額が軽減されるんだよ！
(※申請をしなければ、居住費・食費は軽減されません)

②所得の低い人が対象になるんだ。対象となる人の所得状況により、負担段階が区分され、施設に支払う1日当たりの居住費と食費の上限額(負担限度額)が決められているんだよ！

③利用するには、市区町村への申請が必要だよ！
(※世帯の課税状況及び個人の所得状況、預貯金等の合計額によって審査があります)

④「負担限度額認定証」の有効期限は7月末までとなっているんだ。そのため、持っている人には毎年7月頃に更新申請の案内が市町村から送付されるので、継続して利用する場合には更新の手続きが必要なんだよ！

NO. 29

発行；(福)精華町社会福祉協議会 在宅介護課 居宅介護支援係

住所；〒619-0243 京都府相楽郡精華町南稲八妻砂留22-1

連絡先；TEL 0774-98-3398

詳しいことやわからないことは担当ケアマネジャーに聞いてね！！

